

# 【例】令和7年6月1日に母子健康手帳を発行し、 令和8年4月1日に出産した世帯

※助成金上限額30万円の場合

## レシート①

〇〇〇店	
令和8年3月1日	
おしりふき	¥1,000
おむつ3点	
	¥12,000
ベビー服20点	
	¥50,000
粉ミルク5点	
	¥20,000
小計	¥83,000
合計	¥83,000

## レシート②

〇〇〇店	
令和8年4月10日	
ベビー服	¥6,000
おしりふき	¥1,000
ベビーカー	¥35,000
ベビーベッド	¥30,000
小計	¥72,000
外税10%対象額	¥72,000
10%外税額	¥7,200
合計	¥79,200

## レシート③

〇〇〇店	
令和7年12月1日	
洗濯機	¥110,000
小計	¥110,000
合計	¥110,000

## レシート④

〇〇〇店	
令和8年4月20日	
バウンサー	¥17,000
ベビーゲート	¥10,000
小計	¥27,000
外税10%対象額	¥27,000
10%外税額	¥2,700
合計	¥29,700

## 《全額償還払いの場合》

全てのレシートが対象となります。

83,000円 + 79,200円 + 110,000円 + 29,700円 = 301,900円  
(レシート①) (レシート②) (レシート③) (レシート④)

⇒300,000円  
(助成金額)

## 《定額10万円＋償還払いの場合》

レシート①は対象外となります。

※誕生日以前に購入した育児消耗品は対象外

79,200円 + 110,000円 + 29,700円 + 100,000円 = 318,900円  
(レシート②) (レシート③) (レシート④) (定額10万円)

⇒300,000円  
(助成金額)